

特別養護老人ホーム楽生苑 利用料金表 <多床室>

<<介護福祉施設サービス費・居住費・食費>>

平成30年 8月 1日現在

介護認定	所得区分	居住費	食費	介護保険 基本料金	1割負担		2割負担		3割負担	
					日額	1ヶ月あたり	日額	1ヶ月あたり	日額	1ヶ月あたり
要介護1	1段階	0	300	557	857	25,710	1,414	42,420	1,971	59,130
	2段階	370	390		1,317	39,510	1,874	56,220	2,431	72,930
	3段階	370	650		1,577	47,310	2,134	64,020	2,691	80,730
	上記以外の方	840	1,420		2,817	84,510	3,374	101,220	3,931	117,930
要介護2	1段階	0	300	625	925	27,750	1,550	46,500	2,175	65,250
	2段階	370	390		1,385	41,550	2,010	60,300	2,635	79,050
	3段階	370	650		1,645	49,350	2,270	68,100	2,895	86,850
	上記以外の方	840	1,420		2,885	86,550	3,510	105,300	4,135	124,050
要介護3	1段階	0	300	695	995	29,850	1,690	50,700	2,385	71,550
	2段階	370	390		1,455	43,650	2,150	64,500	2,845	85,350
	3段階	370	650		1,715	51,450	2,410	72,300	3,105	93,150
	上記以外の方	840	1,420		2,955	88,650	3,650	109,500	4,345	130,350
要介護4	1段階	0	300	763	1,063	31,890	1,826	54,780	2,589	77,670
	2段階	370	390		1,523	45,690	2,286	68,580	3,049	91,470
	3段階	370	650		1,783	53,490	2,546	76,380	3,309	99,270
	上記以外の方	840	1,420		3,023	90,690	3,786	113,580	4,549	136,470
要介護5	1段階	0	300	829	1,129	33,870	1,958	58,740	2,787	83,610
	2段階	370	390		1,589	47,670	2,418	72,540	3,247	97,410
	3段階	370	650		1,849	55,470	2,678	80,340	3,507	105,210
	上記以外の方	840	1,420		3,089	92,670	3,918	117,540	4,747	142,410

※上記(1ヶ月あたり)は30日で計算した場合の金額です。

単位(円)

各種加算項目	1割	2割	3割	加算要件
日常生活支援加算(Ⅰ)	36	72	108	入所者の重度化対応の算定要件を満たした場合
栄養ケアマネジメント加算	14	28	42	栄養ケア計画に基づいて栄養管理を実施した場合
個別機能訓練加算	12	24	36	個別に機能訓練を実施した場合
看護体制加算(Ⅰ)口	4	8	12	常勤(週40時間勤務)の看護師を配置
看護体制加算(Ⅱ)口	8	16	24	看護職員数が基準以上で24時間の連絡体制を整えている
配置医師緊急時対応加算	650	1300	1950	配置医師が早朝・夜間に施設を訪問して診療を行った場合
	1300	2600	3900	配置医師が深夜に施設を訪問して診療を行った場合
夜勤職員配置体制加算(Ⅲ)口	16	32	48	看護職員又はたんの吸引ができる介護職員を配置した場合
若年性認知症入所者受入加算	120	240	360	若年性認知症利用者を受け入れた場合
経口維持加算(Ⅰ)	400	800	1200	摂食障害や誤嚥を有する入所者が対象(月額)
療養食加算	6	12	18	療養食を提供した場合(1食あたり)
看取り介護加算(Ⅱ)	144	288	432	死亡日以前4日以上30日以下について1日につき算定
看取り介護加算(Ⅱ)	780	1560	2340	死亡日の前日及び前々日の2日間のみ算定
看取り介護加算(Ⅱ)	1580	3160	4740	死亡日について算定
褥瘡マネジメント加算	10	20	30	褥瘡発生予防のために計画的管理を行った場合(3ヶ月に1回)
排泄支援加算	100	200	300	排泄に関して計画的に支援した場合(支援開始から6ヶ月以内)
低栄養リスク改善加算	300	600	900	低栄養状態改善のため栄養管理を行った場合
再入所時栄養連携加算	400	800	1200	医療機関の管理栄養士と連携して栄養管理を行った場合
外泊時費用	246	492	738	病院等へ入院した場合及び居宅などへ外泊を認めた場合(月6回限度)
初期加算	30	60	90	入所日から30日以内の期間(30日以上入院後の再入所も同様)
退所前訪問相談援助加算	460	920	1380	退所前に退所後の居宅サービスについて相談援助を行った場合
退所後訪問相談援助加算	460	920	1380	退所後30日以内に入所者を訪問して相談援助を行った場合
退所時相談援助加算	400	800	1200	退所後の生活、住環境に関する相談援助を行った場合
退所前連携加算	500	1000	1500	退所後の居宅におけるサービス利用上必要な調整を行った場合
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	単位数総合計の8.3%			

※各種加算には入所者全員を対象に算定する加算と該当する入所者のみに算定する個別の加算があります

単位(円)